

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

結城市は、予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県結城市長

公表日

令和5年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するため、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき予防接種を実施し、結果の記録等の事務その他必要な措置を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10項 番号法第9条第1項及び別表第1項93の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第17、18、19項 番号法第19条第8号及び別表第2(115の2)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部 健康増進課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部 健康増進課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I 関連所法 5 評価実施機関における担当部署②所属長	健康増進センター長 松本 美津子	健康増進センター長 成瀬 和恵	事後	人事異動
平成29年12月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人員 いつ時点の計数か	平成27年3月11日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	時点修正
平成29年12月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月11日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進センター所長 成瀬 和恵	健康増進センター所長	事後	新様式へ変更
平成31年3月15日	IV リスク対策1～9	項目なし	IV リスク対策1～9への記載	事後	新様式へ変更
平成31年3月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年12月1日 時点	平成31年3月15日 時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年12月1日 時点	平成31年3月15日 時点	事後	時点修正
令和2年3月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月15日 時点	令和2年3月16日 時点	事後	時点変更
令和2年3月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月15日 時点	令和2年3月16日 時点	事後	時点変更
令和3年3月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務 の概要	感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するため、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの並びに新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき実施する予防接種を実施し、結果の記録等の事務を行う。	感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するため、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの並びに新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき実施する予防接種を実施し、結果の記録等の事務その他必要な措置を行う。	事後	記載内容の修正
令和3年3月3日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第10項	番号法第9条第1項 別表第一第10項 番号法第9条第1項別表第1項93の2	事後	記載内容の修正
令和3年3月3日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムにおける 情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 第17、18、19項	番号法第19条第7号別表第二 第17、18、19項 番号法第19条第7号及び別表第2(115の2)	事後	記載内容の修正
令和3年3月3日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署	保健福祉部 健康増進センター	保健福祉部 健康増進課	事後	組織改編に伴う変更
令和3年3月3日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における所属長の役職名	健康増進センター長	健康増進課長	事後	組織改編に伴う変更
令和3年3月3日	I 関連情報 7. 特定個人情 報の開示・訂正・利用停止請 求 請求先	保健福祉部 健康増進センター(茨城県結城市 結城1194) 0296-32-7890	保健福祉部 健康増進課(茨城県結城市中央 町二丁目3番地) 0296-54-7005	事後	組織改編、庁舎移転に伴う変更
令和3年3月3日	I 関連情報 8. 特定個人情 報ファイルの取り扱いに関す る問合せ 連絡先	保健福祉部 健康増進センター(茨城県結城市 結城1194) 0296-32-7890	保健福祉部 健康増進課(茨城県結城市中央 町二丁目3番地) 0296-54-7005	事後	組織改編、庁舎移転に伴う変更
令和3年3月3日	II しいき地判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計算か	令和2年3月16日 時点	令和3年3月3日 時点	事後	時点変更
令和3年3月3日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計算か	令和2年3月16日 時点	令和3年3月3日 時点	事後	時点変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムにおける 情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第17、18、 19項 番号法第19条第7号及び別表第2(115の2)	番号法第19条第8号 別表第二 第17、18、 19項 番号法第19条第8号及び別表第2(115の2)	事後	番号利用法の号ズレ対応
令和4年3月2日	I 関連情報 1. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務 ②事務 の概要	感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するため、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの並びに新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき実施する予防接種を実施し、結果の記録等の事務その他必要な措置を行う。	感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するため、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの並びに新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき実施する予防接種を実施し、結果の記録等の事務その他必要な措置を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	記載内容の修正
令和4年3月2日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10項 番号法第9条第1項及び別表第1項93の2	番号法第9条第1項 別表第一 第10項 番号法第9条第1項及び別表第1項93の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	記載内容の修正
令和4年3月2日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月3日 時点	令和4年3月2日 時点	事後	時点修正
令和4年3月2日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月3日 時点	令和4年3月2日 時点	事後	時点修正
令和5年3月10日	I 関連情報 7. 特定個人情 報の開示・訂正・利用停止請 求 請求先	保健福祉部 健康増進課(茨城県結城市中央 町二丁目3番地) 0296-54-7005	保健福祉部 健康増進課(茨城県結城市中央 町二丁目3番地) 0296-32-1111	事後	記載内容の修正
令和5年3月10日	I 関連情報 8. 特定個人情 報ファイルの取り扱いに関す る問合せ 連絡先	保健福祉部 健康増進課(茨城県結城市中央 町二丁目3番地) 0296-54-7005	保健福祉部 健康増進課(茨城県結城市中央 町二丁目3番地) 0296-32-1111	事後	記載内容の修正
令和5年3月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日 時点	令和5年3月6日 時点	事後	時点修正
令和5年3月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日 時点	令和5年3月6日 時点	事後	時点修正